

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

本県では、目指す将来像「ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」」の実現に向け、令和3年3月に策定した第5次長崎県廃棄物処理計画～ゴミゼロながさき推進計画～に基づき、県内における廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理の推進に関する施策を実施してきたところですが、県民1人1日あたりの一般廃棄物排出量が全国と比べて多く、また、廃棄物の再生利用率は全国よりも低い状況にあります。

こうした中、今後は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減することを目的に、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（リサイクル）などを推進する「循環型社会」づくりに向けて、各主体が連携し、更なる4Rの取組を推進していく必要があります。

また、国は第五次循環型社会推進基本計画（令和6年8月閣議決定）の中で、気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決といった環境面だけでなく、産業競争力強化・経済安全保障、地方創生・質の高い暮らしの実現といった、様々な社会的課題の解決にも貢献する「循環経済（セキュラーエコノミー）」への移行を国家戦略として打ち出しています。

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し、循環型社会が私たちの生活に浸透した地上資源基調の「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現することにつながるものです。

こうした県内の廃棄物処理等の現状や国の動向等を踏まえ、前計画を見直し、令和12年度を目標年度とする新たな「第6次長崎県廃棄物処理計画～ながさき資源循環推進計画～」を策定しました。本計画は、県内で発生する廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理を更に推進するために必要な目標や施策等を定めるとともに、ごみ削減や再使用・リサイクルなど、環境に配慮した行動が実践されるよう、循環型社会の形成を推進していくための基本的な方向を示すもので、県民、事業者、NPO、大学、行政など全ての主体が協働・連携していくための指針となるものです。

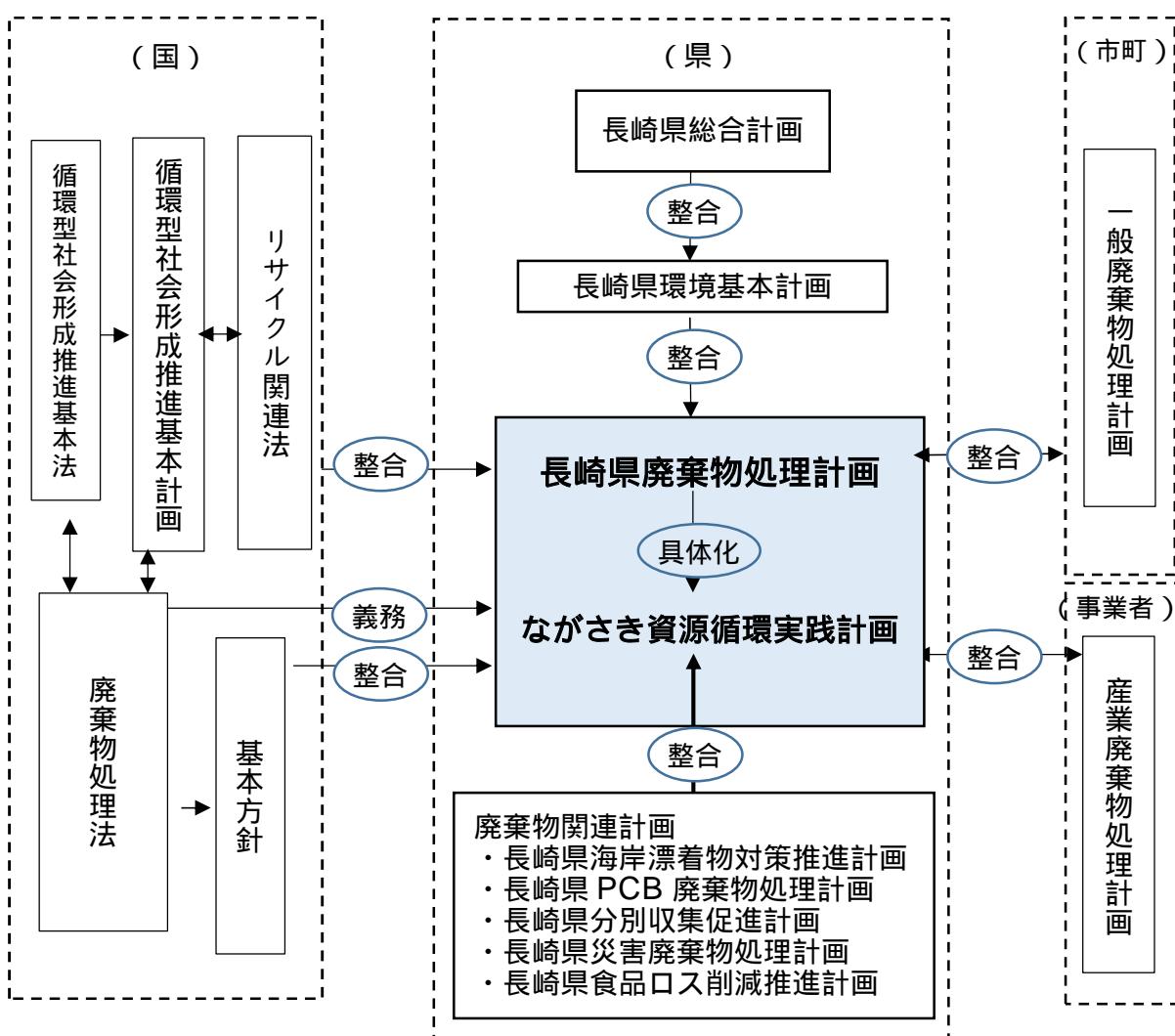
2 計画の位置づけ

本計画は、循環型社会の形成に向け、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、知事が定めた廃棄物処理計画です。

計画の策定にあたっては、環境大臣が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年2月28日環境省告示第6号、以下「国の方針」）」という）に沿って、循環型社会形成推進基本計画を中心としたリサイクル関連各法とも整合を図り、さらには県の上位計画である「長崎県総合計画」や「長崎県環境基本計画」ほか、県の廃棄物処理に関する各種計画とも整合を図っています。

また、市町が定める一般廃棄物処理計画や、多量排出事業者が定める産業廃棄物処理計画を策定の際の指針となるものです。

国の方針について：令和6年8月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画に基づき、循環型社会形成に向けた関連指標とその目標値設定の考え方を示しています。

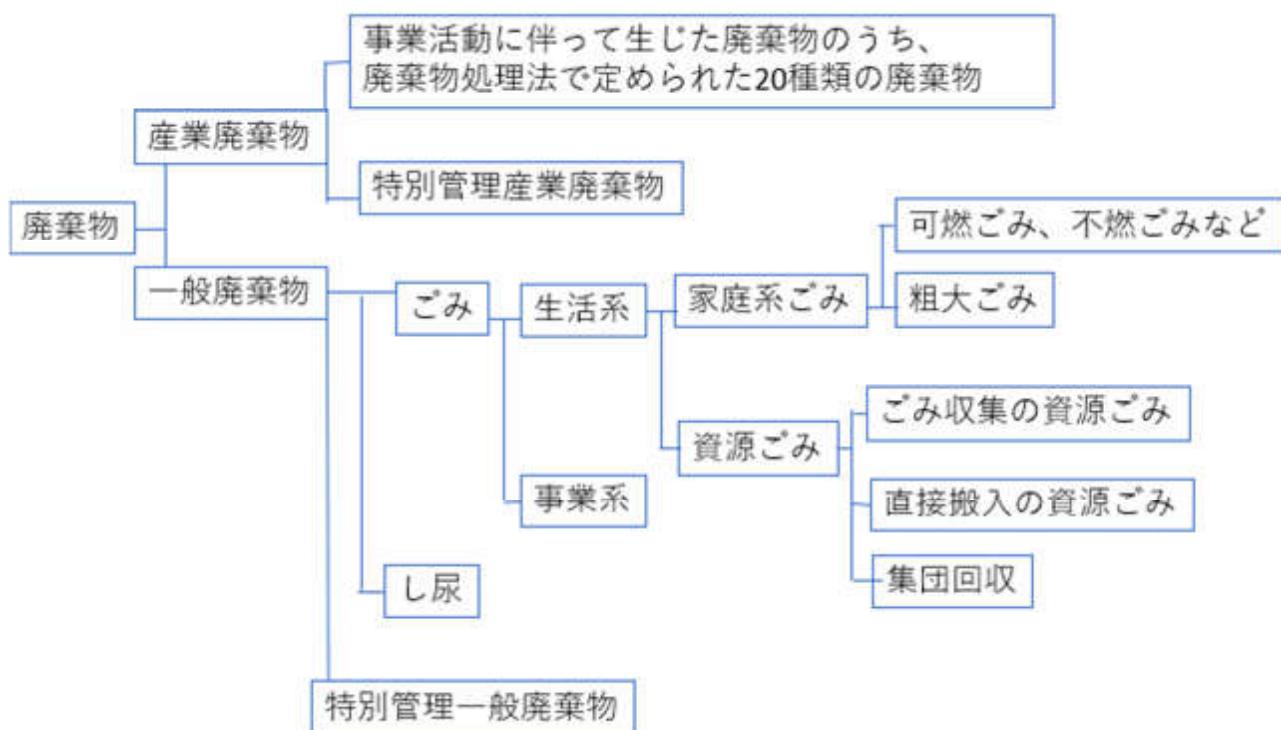


3 計画の期間、目標年次及び対象

本計画の対象期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年間とし、令和12年度を目標年次とします。

また、対象とする廃棄物は、次の図に示す廃棄物とします。

廃棄物の分類



第1章 計画策定の趣旨

1 廃棄物処理計画に関する事項

2

令和元年度	令和2年3月 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の閣議決定 ・食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要な事項を定めており、家庭系・事業系食品ロスの削減目標（2000年度比で2030年度までに5割減）を設定
令和4年度	令和4年4月 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行 ・プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を規定
令和5年度	令和5年6月 「廃棄物の減量その他のその適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更 ・2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢が変化していることを踏まえ、廃棄物分野における脱炭素化の推進、循環経済への移行に向けた取組の推進、廃棄物処理施設整備の広域化・集約化、デジタル技術の活用等による動脈連携を規定
令和6年度	令和6年5月 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」施行 ・高度な技術を用いた再資源化事業等を促進し、今後必要とされる再生材の質と量の確保に向けた資源循環産業の発展や、関連する温室効果ガス排出量のさらなる削減を目指すことを規定
	令和6年8月 「第五次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定 ・循環経済への移行を「国家戦略」として位置づけ
	令和7年2月 「廃棄物の減量その他のその適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更 ・令和6年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、目標値を改定
	令和7年3月 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の閣議改定 ・事業系食品ロスの削減目標（2030年度までに5割減）を2022年度に達成したことを踏まえ、2000年度比で2030年度までに6割減とする目標を新たに設定（家庭系は従来どおり2000年度比で2030年度までに半減）

3

4

1 循環経済（サーキュラーエコノミー）

2 人類の活動は地球の環境収容量を超えるつあり、気候変動や生物多様性の損失、環境汚染を深刻
3 化させています。このような状況において、私たちは、資源循環だけでなく、気候変動、生物多様
4 性の保全、環境汚染の防止にも同時に取り組む必要があります。

5 従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型につながる一方通行型の線形経済と異なり、資源の投入
6 量・消費量を抑えつつ、循環資源をリサイクル等する4Rの取組を進め、再生可能な資源の利用を促
7 進し、社会全体に投入された既存資源（社会資本・住宅・建築物・消費財等）を有効活用しながら、
8 サービス化等を通じて資源・製品の価値の最大化を目指す循環経済（サーキュラーエコノミー）への
9 移行は、資源消費を最小化し廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等を実現する有効な手段であり、循
10 環型社会を形成するまでの強力な力です。

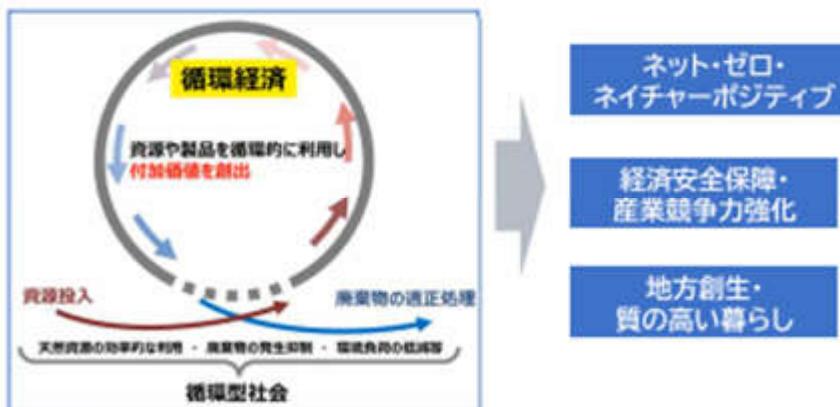
11 それだけでなく、循環経済への移行は、資源循環の観点から気候変動・生物多様性 損失・汚染と
12 いう主要な環境問題を含む社会的課題を解決し、経済成長を実現し、将来にわたって質の高い生活を
13 もたらす「新たな成長」を実現し、「ウェルビーイング／高い生活の質」を実現するための重要なツ
14 ルールです。

15 こうしたことから、国は、第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済への移行を国家戦略
16 として位置付けた上で、重要な方向性として、以下の5つの柱を提示しています。

17
18 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
19 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
20 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
21 資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行
22 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

24 循環経済（サーキュラーエコノミー）のイメージ

25 ◆ 大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形
26 経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵



38 鍵となる「循環経済への移行」を進めていく必要

40 (出展：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画（パンフレット）」令和6年8月)

2 4 SDGs の推進

3 2015年（平成27年）の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」
 4 が採択されました。その中で、「誰一人取り残さない」を基本理念とし、持続可能な世界を実現す
 5 るため2030年までに到達すべき国際社会全体の目標「持続可能な開発目標（SDGs：
 6 Sustainable Development Goals）」として、17のゴール（分野別目標）及び169のターゲッ
 7 トが提示されており、この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消
 8 費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わ
 9 る課題に係るゴールが含まれています。

10

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

11
12

目標1_貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標2_飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標3_すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標4_質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
目標5_ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う
目標6_安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標7_エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギーへのアクセス：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

目標 8_働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標 9_産業と技術革新の基盤をつくろう	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10_人や国の不平等をなくそう	各国内および各国間の不平等を是正する
目標 11_住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
目標 12_つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13_気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14_海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15_緑の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16_平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17_パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

1

2

[] 部分は長崎県廃棄物処理計画で目指すこととする目標です。

3

4